

特別区職員Ⅰ類 採用試験

採用候補者名簿の有効期間を

令和8年度から変更します。

令和6年度にⅠ類採用試験【春試験・秋試験】の採用候補者名簿の有効期間を1年から3年に延長しましたが、申込者の活用状況を踏まえ、以下のとおり変更します。

現行		令和8年度から	
試験名	名簿の有効期間	試験名	名簿の有効期間
春試験	3年間	春試験	1年間
秋試験		秋試験	2年間
早期SPI枠	1年間	早期SPI枠	1年間

(注) 秋試験の名簿の有効期間は2年間となっていますが、受験者の年齢で採用予定日が決定するため、採用希望年度の選択はできません。

21歳(大学3年生相当年齢)：受験年度の翌々年度の4月1日

22～31歳(現行試験の年齢)：受験年度の翌年度の4月1日

- 令和6・7年度のⅠ類採用試験【春試験・秋試験】の採用候補者名簿の有効期間に変更はありません。
- 春試験は、早期SPI枠と同様に「受験年度の翌年度の4月1日」が採用予定日になります。
- 秋試験は、受験資格の見直し等を行っています。詳細は同日の報道発表資料「令和8年度Ⅰ類採用試験【秋試験】 募集職種の拡大及び受験可能年齢引下げについて」をご確認ください。

